

生成 AI に関する諸外国の動向について(2024/12 時点)

1. 米国著作権局の報告書等について

- 米国著作権局長報告書「著作権と AI 第 1 編: デジタル・レプリカ」¹
 - ・ 無許諾のデジタル・レプリカ²からの保護に関して、既存のものを超えた新たな救済策が緊急に必要であるとして、著作権法とは別の新たな連邦法の制定を提言するもの。
 - ・ 許諾なく、デジタル・レプリカについて、デジタル・レプリカであること及び本人の許諾がないことを知りながら、その頒布、出版、公の上演、展示、利用可能化等の「公衆への提供」をする行為に対して、本人が損害賠償請求・差止請求をなし得るとする連邦法上の権利を創設することを提言。
- 米国著作権局「AI 生成物を含む作品の著作権登録ガイダンス」³
 - ・ 「著作権の保護対象は、人間の創造性の産物であるものに限られる」というのは確立した原則であり、登録実務上も、「人間に起源を負っていないものは登録しない」、「著作物として認められるためには、人間によって作成されなければならない」等としている。
 - ・ AI 生成物の場合、提出された作品が、「基本的に人間の著作者によるものでありつつコンピュータ(または他の装置)が単なる補助的な道具として用いられたもの」であるのか、それとも「作品の伝統的な著作者要素(traditional elements of authorship in the work 文学的、芸術的、音楽的表現、または選択・配列などの要素)が実際に人間ではなく機械によって考案され実行されたもの」であるのかを問うことが必要だとする。
 - ・ 登録申請者に対しては、著作権の登録申請に伴う情報の提出義務として、登録申請の対象作品について、AI 生成物を含む場合はその旨を開

¹ 2024 年 7 月公表(<https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-1-Digital-Replicas-Report.pdf>)。なお、「著作権と AI」報告書の他のパートについては、2024 年中に公表予定とされている(P.59・裏表紙)

² 同報告書では、デジタル・レプリカを「デジタルで作成又は改変され、個人についてリアリスティックでありながら虚偽の描写をする映像、画像又はオーディオ録音」と定義している。

³ https://www.copyright.gov/ai/ai_policy_guidance.pdf

示すること、及び人間の著作者の寄与についての簡単な説明を提供することを求めている。

2. 米国において成立した関連法律について

- カリフォルニア州法①(AB1836(州下院 1836 号):知的財産に関する州民法の一部改正法⁴⁾
 - ・ 個人の死後に、遺族に無許諾で、デジタル・レプリカ⁵⁾を視聴覚作品において使用する行為等を禁止
- カリフォルニア州法②(AB2602(州下院 2602 号):雇用に関する州労働法の一部改正⁶⁾
 - ・ パフォーマンスに関する個人との契約の条項であって、デジタル・レプリカにより当該個人の新たな演技を行わせるものにおける、以下の全ての要件を満たすものは、執行不能(無効)とする。
 - ✓ 個人が行うはずの作業の代わりに、個人の声又は肖像のデジタル・レプリカを作成・使用することを認めるもの
 - ✓ デジタル・レプリカの想定される使用方法に関する合理的に詳細な説明を欠くもの
 - ✓ 弁護士による代理又は労働組合の労働協約によるものでないもの
- カリフォルニア州法③(AB2013(州下院 2013 号):生成 AI 学習データ透明性法⁷⁾
 - ・ 生成 AI の開発者は、以下の事項を含むデータセットの概要をインターネット上で公開しなければならない。
 - ✓ データセットのソース又はオーナー
 - ✓ 当該データセットを用いて学習を行うことで AI システム又は AI サービスの所期の目的をどのように促進するかの概要
 - ✓ データセットに、著作権、商標権又は特許権で保護されたデータが含まれているか、又はすべてパブリックドメインか 等

⁴ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB1836

⁵ 上記カリフォルニア州法①では、デジタル・レプリカを「コンピュータで生成された、非常にリアリスティックな電子表現であって、特定の個人が実際には演技や出演しなかった、又は演技や出演はしたがこれに実質的な変更が加えられた録音、画像、視聴覚作品又は伝送に具現化された声又は視覚的な肖像により、当該個人を容易に識別できるもの」と定義されている。

⁶ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2602

⁷ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240AB2013

- テネシー州法(HB2091-SB2096(Public Chapter Number 588): Ensuring Likeness Voice and Image Security (ELVIS)法⁸⁾)
 - ・ 従来から州法で保護されていた個人の氏名、写真、肖像に加え、すべての個人は、その声について独占的に使用する財産権を持つことを明記。技術的に合成された音声にも当該権利は及ぶ。
 - ・ 許諾なく、個人の肖像や声を配布や配信した場合、上記の権利に対する侵害となる。
 - ・ 許諾なく、個人の肖像・声等を特定できるものを生成するソフトウェア等を提供した場合、当該提供を行った者も権利侵害の責任を負う。

3. 関連訴訟について

- Sarah Andersen 等対 Stable Diffusion 等(米国)⁹⁾
 - ・ Sarah Andersen 氏ら(原告)による集団訴訟。
 - ・ 原告は、Stability AI 等(被告)が、①学習のために原告の画像を含むデータセット内の画像を複製したこと、②Stable Diffusion 等の配布により著作権侵害を誘発したこと、③著作権管理情報の削除等によるDMCA 違反、等を行ったと主張。
 - ・ ①②の著作権侵害に関する内容のほか、商標権侵害に関する訴えについては被告らの Motion to Dismiss の申立てを棄却し Discovery (証拠開示等) 手続へ進み、現在も係争中。③を含むその他の訴えについては訴えを却下としている。
- Getty Images 対 Stability AI 事件(米国)¹⁰⁾
 - ・ Getty Images(原告)による訴訟。
 - ・ 原告は、Stability AI(被告)が①利用規約に反し、無断で画像等の複製を行っていること、②生成された画像に原告画像由来のものが含まれること、③原告が行う AI 学習向けのライセンスと被告の行為が競合すること等を主張し、被告は本件訴訟の却下等の申立を行っている。

⁸⁾ <https://wapp.capitol.tn.gov/apps/BillInfo/default.aspx?BillNumber=HB2091&GA=113>

⁹⁾ <https://www.courtlistener.com/docket/66732129/andersen-v-stability-ai-ltd/>

¹⁰⁾ <https://www.courtlistener.com/docket/66788385/getty-images-us-inc-v-stability-ai-inc/>

■ Robert Kneschke 対 LAION(※)事件(独国)¹¹

※LAION は AI 学習用データなどを無償で提供しているドイツの非営利団体である。

Stable Diffusion、Midjourney 等多くの画像生成 AI が、この団体の構築したデータセットを AI 学習に利用しているとされる。

- ・ Robert Kneschke 氏(原告)による訴訟。
- ・ 原告は、非営利団体である LAION(被告)が、純粋な営利企業による AI の学習にも利用できるデータセットを作成・公開しており、当該作成されたデータセットに原告の著作物が含まれることについて、原告の著作権を侵害するものと主張。
- ・ 裁判所は、非営利団体である被告の行為は、データセットが営利企業によっても AI 学習に利用されうるものであったとしても、ドイツ著作権法第 60d 条(学術研究を目的とするテキスト及びデータマイニング)に規定する研究目的の利用に該当するとして、原告の訴えを退けた。なお、今回行われた被告による著作物の複製がドイツ著作権法第 44b 条(テキスト及びデータマイニング)に規定する利用に該当するか否かについて、決定的な判断はしていない。
- ・ 2024 年 9 月 27 日にハンブルク地方裁判所の判決において原告の訴えが棄却された。現在、原告側が控訴したと公表している。

4. その他

■ 全米俳優組合(SAG-AFTRA)と映画テレビ製作者協会(AMPTP)との暫定合意¹²

- ・ SAG-AFTRA と AMPTP の労働協約の更新に向けた協議が整わず、2023 年 7 月 14 日から同年 11 月 8 日までの合計 118 日間、SAG-AFTRA によるストライキが行われた。
- ・ 最終的に合意した新たな労働協約においては、生成 AI 等に関する内容のほか、ストーリーミングボーナス、最低賃金及び二次使用料の増額、年金・福利厚生の実施等の事項が盛り込まれた。
- ・ 特に生成 AI に関連して、デジタル・レプリカを作成する場合に、事前に俳優に通知すること、俳優の明確な同意を得ること、報酬を支払う必要があること等が取り決められている。

¹¹ <https://www.landesrecht-hamburg.de/bsha/document/NJRE001588058>

¹² https://www.sagaftra.org/sites/default/files/sa_documents/TV-Theatrical_23_Summary_Agreement_Final.pdf